



---

# 西予市教育支援教室

## 「どこまな」

---

### 運営概要



2026年1月1日

西予市教育委員会・西予市こども家庭センター

《必ずご一読ください》

# 教育支援教室『どこまな』の概要

西予市こども家庭センター  
令和8年1月改定

## 1 運営の目的

様々な要因で登校できない状態、またその傾向にある児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充及び基本的生活習慣の改善等に向けて、相談及び指導（学習指導を含む教育支援）を行うことにより、児童生徒の社会的自立に資することを目的とする。

## 2 対象とする児童生徒

下記（1）（2）の両方を満たす者

- (1) 西予市に在住または西予市立小中学校に在籍し、本人及び保護者が入室を希望する者
- (2) 様々な要因で登校できない状態、またはその傾向にある者

## 3 開室期間及び時間

- (1) 開室期間 月曜日～金曜日

\*在籍校が休業日の場合は休みとする。また警報発令時は、在籍校の指示に従って行動する。（該当児童生徒のみ）

- (2) 開室時間 9：30～15：30

- (3) 日課

	9:30	10:00	11:40	13:30	15:00	15:30
登室	マイプランタイム (一日の計画)		掃除	どこまなタイム(体験学習) スポーツ・調理・工作など		一日の 振り返り
	学習タイム (各教科の学習など)		昼食			

## 4 主な活動内容

場所：宇和児童館・まなびあん

- 教室での活動 教科等の学習、読書、タブレット学習、工作など
- スポーツ活動 卓球、バトミントンなど
- 教育相談活動 日々の相談等
- 自然・社会体験活動 施設見学、野外レクリエーションなど（市外学習を含む）

## 5 利用料 無料（但し、活動に要する個人的な費用は各自で負担する）

## 6 活動中の事故やケガについては、独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」対象。\*在籍校で必ず加入すること。 \*在籍校が医療費の請求手続きを行う。

## 7 職員構成

- (1) 教育支援員（常勤）1名 \*西予市こども家庭センター不登校支援係
- (2) 非常勤講師（随時）

## 8 利用登録

- (1) 体験：申し込みの前に、見学及び体験入室(1~2週間)をすること。
- (2) 入室：体験後、保護者が在籍校を通して「入室申込書」を、在籍校が「個人支援記録」を教育委員会に提出する。  
\*事前に、入室について学校とよく相談すること \*入室は隨時可
- (3) 登録期間：当該年度内とする。翌年度も入室を希望する場合は、新年度に在籍校と相談し「入室申込書」「個人支援記録」を改めて提出する。
- (4) 入室の可否：教育委員会が保護者および学校長に通知する。
- (5) 退室：教室の利用を希望しなくなったときは、保護者が「退室届出書」を提出する。  
退室が決定したら、教育委員会が保護者および学校長に通知する。
- (6) 通室が望ましくないと教育委員会が判断したときは、児童生徒及び保護者と協議の上退室をお願いすることがある。

## 9 通室方法・通室連絡（外出を含む）

- (1) 原則は保護者の送迎とし、手段や安全の確保は保護者の責任のもと行う。
- (2) 通室予定日に欠席する場合は、必ず教室まで連絡する。
- (3) 途中で帰る時や外出する時は、必ず教育支援員に申し出る。

## 10 服装・持ち物・行動

- (1) 服装は通室にふさわしいものとし、スポーツや作業の時には活動しやすい服装に着替えることが望ましい。
- (2) 昼食は、原則として弁当等（飲み物含む）を持参する。
- (3) 活動に不必要的金品や物品は持てこない。携帯電話は保護者との連絡用として持参を認め、活動時間には使用しない。（活動時間に使用する場合は許可を得ること）
- (4) 活動に必要な物は持参する。（学習用具・筆記用具・読書用の本・運動靴など）

## 11 保護者への支援

不登校または不登校に関連する特性や家庭内外の心配事など、教育支援員及び不登校支援係が対応し、相談内容によって相談支援係や教育委員会などと連携して対応する。

## 12 その他

- (1) 通室生の出席状況や教室での様子は、日々、ミライムにて学校へ報告する。また、通室状況は月末に学校長へ報告する。
- (2) 出席の取り扱いは「西予市小中学校の不登校児童生徒が学校外で学習活動を行った場合の指導要録上の取扱い」に従う。
- (3) 保護者には必要に応じて、メールや電話で連絡し、家庭訪問や個別懇談を行う。
- (4) 年度末及び退室届出時にアンケートを実施し、評価・検討を行う。

【連絡先】 西予市教育支援教室『どこまな』 \*西予市こども家庭センター不登校支援係  
住所：西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1 （西予市子育て支援課内）  
電話：0894-89-0018

## « 児童生徒のみなさんへ »

『どこまな』は、どこでも学べる場所「居場所」です。

生活リズムをととのえて、こころが安定し、学習できることを目指します。

### ○「どこまな」の活動 月～金 午前9時30分～午後3時30分

\*通室日は、それぞれの状況にあわせて決定します。10時までに着くようにしましょう。

\*活動ができる服装で、学習道具や学習用端末、読みたい本などは持ってきましょう。

\*活動に不要なものは持てこない。

\*原則、お昼ご飯（弁当など）と飲み物（水筒など）は持ってきましょう。

### ○通室・退室

\*原則は、おうちの方の送り迎えです。

\*交通ルールや学校のきまりを守り、事故にあわないように十分に気を付けましょう。

\*早退する時は、必ず先生に伝えてから帰りましょう。

### ○家庭との連絡

\*携帯電話は活動時間には使えません。おうちの方に連絡する前に、先生に許可を得てから使いましょう。

## « 保護者の皆様へ »

1. 利用に要する費用は無料ですが、野外活動時の費用や調理実習の経費等は自己負担です。

2. 通室は原則、保護者の送迎です。通室路の安全確保については保護者の責任です。

3. 独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」に、所属の学校で必ず加入してください。\*医療費申請の手続きは所属の学校で行います。

●教室活動中の事故やけがは対象になります。

●通室路での事故やけがは、教室では対応していません。

4. 通室予定日に遅刻・欠席する場合など、必ず教室に連絡してください。

5. 気象による警報や感染症などで、所属の学校が臨時休業になった場合は、それに準じて教室も休みにします。(休みは該当の児童生徒のみ)

\*活動時間中に災害（地震など）で大きな被害が出た場合は、必ず保護者の方がお子様を迎えにきてください。(教室から保護者に連絡ができないことがあります)

6. 教室での活動について、SNSへの投稿は個人情報保護の観点からご遠慮ください。

7. 不登校に関連したご相談に、教育支援員・こども家庭センターが対応しています。  
遠慮なくお声かけください。【月～金(祝日・年末年始除く) 8:30～17:15】